

令和5年度焼津市・静岡市子育て支援施設 SNS・WEB 広告等プロモーション事業 (しずおか中部連携事業) 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度焼津市・静岡市子育て支援施設 SNS・WEB 広告等プロモーション事業 (しずおか中部連携事業) 業務委託

2 委託期間

委託契約締結日から令和6年3月10日(金)まで

3 業務目的

本業務は、「焼津市と静岡市の子育て支援施設」について効果的な広告・宣伝を行うことで、子育て世代に広く魅力を発信し誘客を図ることにより、交流人口の増加とともに、相互の施設利用を圏域住民に促し、子どもの健全育成や子育てをする保護者の支援、様々な世代の交流の拡大を図ることを目的とする。

4 業務内容

Facebook、Twitter、Instagram等のSNSやWEBを対象に効果的なPRを配信し、各施設の特性を理解したうえで、認知向上及び利用者の増加等に対し効果的・効率的なPRが可能となる広告手法(キャンペーン内容/ターゲティング方法等)を提案し、広告文を作成・掲載すること。

- (1) 集客対象エリアは静岡県内とし、主に市内はもとより近隣市町からの誘客を図るために、ターゲットを設定すること。
- (2) 広告の内容は、施設コンセプトを十分に理解したうえで、各市の子育て支援施設の魅力を伝える内容で発信すること。
- (3) 広告は市毎に作成すること。
- (4) 各市施設のコンセプトの聞き取りや各種調整は事業者で行う。
- (5) 広告の出稿及び運用
 - ア 出稿した広告媒体へ広告費を支払うこと。
 - イ 広告媒体や年齢、性別ごとの表示回数、クリック数、クリック率等の閲覧・行動情報をモニタリングし、広告出稿開始から終了までの閲覧情報を集計・分析したレポートを提供すること。
 - ウ 出稿に必要な広告用アカウントは、原則、受託者で用意することとする。

5 業務の進め方

業務に際しては、各市の担当者と進め方など適宜、協議を行いながら進めていくものとします。

6 成果品の納品

(1) 内容

- ア 広告の画像を含め、出稿内容が確認できるもの
- イ 効果測定レポート

(2) 提出媒体

紙媒体及び電子媒体(DVD、CD-R等) 1部

(3) 提出時期

広告出稿期間終了後速やかに（令和6年3月10日まで）

7 支払方法

全額を業務完了後に支払います。

8 著作権その他の権利

(1) 製作物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引き渡し時に焼津市に譲渡する必要はないが、制作物が著作物に該当する該当しないにかかわらず、焼津市が当該制作物の撮影画像等を焼津市のPR等に使用する権利は保証すること。

(2) 次のいずれかの者に制作物にかかる著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させること。

ア 受託者の従業員

イ 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又はその従業員

9 その他

(1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、一部の業務については、市の承認を得て他の事業者へ委託できるものとします。

(2) この仕様書に定めのない事項について疑義のある場合は、双方協議の上で決定することとします。